

地域包括支援センターの公正・中立性について

(平成20年2月22日開催地域包括支援センター運営協議会承認)

1 特定事業者へのサービスの偏りについての基準

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（居宅介護支援事業所へ一部委託分も含む）のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与がサービス提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「特定事業者」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、市から事情を聴取し、運営協議会へ報告する。

特定事業者へのサービスの偏りについての判定方法

介護予防訪問介護にかかる特定事業者の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防訪問介護を位置付けた計画数

介護予防通所介護にかかる特定事業者の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防通所介護を位置付けた計画数

介護予防福祉用具貸与にかかる特定事業者の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防福祉用具貸与を位置付けた計画数

2 特定事業者へのサービスの偏りによる正当な理由について

当該担当区域に5事業者未満である場合などサービス事業者が少ない場合

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合

介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与がサービス提供されている介護予防サービス計画数が少ない場合（10件以下）

その他正当な理由がある場合